

◎ 「元気発進!子どもプラン(第2次計画)【平成27~31年度】」事業一覧

1 安心して生み育てることができる環境づくり

施策 ① 母子保健 【31~45ページ掲載】

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

No.	事業名	担当課
1	母親学級等の実施〈すくすく子育て支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
2	母子健康手帳の交付〈すくすく子育て支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
3	母子健康診査	子ども家庭局・子育て支援課
4	妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施〈すくすく子育て支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
5	(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業	子ども家庭局・子育て支援課
6	日本語と子育て教室	総務企画局・国際政策課
7	国民健康保険出産育児一時金の給付	保健福祉局・保険年金課
8	健康相談	保健福祉局・健康推進課
9	健康診査(若者・基本健診)	保健福祉局・健康推進課

● 再掲事業／「No.86 父親になる人への情報発信」

② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

No.	事業名	担当課
10	わいわい子育て支援事業〈すくすく子育て支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課

● 再掲事業／「No.166 親子通園事業」

③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

No.	事業名	担当課
11	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
12	産後うつ対策〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
13	育児支援家庭訪問事業〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
14	乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業〈すくすく子育て支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
15	地域でつくる子育て応援事業	子ども家庭局・子育て支援課
16	保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業	保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課 子ども家庭局・子育て支援課
17	妊娠期からの養育支援事業〈すくすく子育て支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課

● 再掲事業／「No.4 妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施」

④ 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

No.	事業名	担当課
18	育児教室等の実施〈すくすく子育て支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
19	食を通じた乳幼児等の健康づくり事業	子ども家庭局・子育て支援課
20	親子ですすめる食育教室	子ども家庭局・子育て支援課
21	「食育推進ネットワーク」の構築	保健福祉局・健康推進課 子ども家庭局・保育課 産業経済局・農林課 教育委員会・企画課
22	乳幼児歯科健康診査	保健福祉局・健康推進課
23	親子歯科保健事業	保健福祉局・健康推進課
24	口腔保健支援センター	保健福祉局・健康推進課
25	市民センターを拠点とした健康づくり事業	保健福祉局・健康推進課

●再掲事業／「No.168 保育所等入所児童への食育推進事業」 「No.169 保育所等を通じた家庭・地域への食育推進事業」
「No.171 小児肥満対策事業」

⑤ 適切な思春期保健の推進

No.	事業名	担当課
26	思春期保健連絡会	子ども家庭局・子育て支援課、青少年課 教育委員会・指導第二課 保健福祉局・保健医療課

●再掲事業／「No.5 (仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業」

② 母子医療【46～52ページ掲載】

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

No.	事業名	担当課
27	周産期医療体制の維持・確保	病院局・経営課 保健福祉局・保健医療課
28	小児救急医療体制の維持・確保	病院局・経営課 保健福祉局・保健医療課
29	乳幼児等医療費支給事業	子ども家庭局・子育て支援課
30	母子公費負担医療費助成	子ども家庭局・子育て支援課

●再掲事業／「No.56 多子減免制度(国民健康保険の減免制度)」

② 子どもの感染症予防の推進

No.	事業名	担当課
31	予防接種事業	保健福祉局・保健医療課

③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

No.	事業名	担当課
32	不妊に悩む方への特定治療支援事業および不妊等専門相談	子ども家庭局・子育て支援課

施策 ③ 子育ての悩みや不安への対応【53～76ページ掲載】

① 地域における子育て支援の環境づくり

【地域や家庭への啓発】

No.	事業名	担当課
33	子ども家庭レポートの発行	子ども家庭局・子ども家庭政策課
34	人にやさしいまちづくりの推進	保健福祉局・総務課
35	子どもの人権に関する啓発	保健福祉局・人権文化推進課

【地域における子育て支援】

No.	事業名	担当課
36	赤ちゃんの駅登録事業	子ども家庭局・子ども家庭政策課
37	親子ふれあいルームの充実	子ども家庭局・子育て支援課
38	「わらべの日」(子育て支援の日)事業 〈子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業〉	子ども家庭局・子ども家庭政策課
39	地域みんなで結婚から育児まで見守り応援事業	子ども家庭局・子育て支援課
40	育児サークル・フリースペース活動への支援 〈みんなの子育て・親育ち支援事業〉	子ども家庭局・子育て支援課
41	学校支援地域本部事業	教育委員会・生涯学習課
42	子育てネットワークの充実	教育委員会・生涯学習課

●再掲事業／「No.6 日本語と子育て教室」 「No.15 地域でつくる子育て応援事業」 「No.16 保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業」

【子育て支援拠点施設】

No.	事業名	担当課
43	子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営 〈子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業〉	子ども家庭局・子ども家庭政策課

【幼稚園、保育所等施設における地域に対する子育て支援】

No.	事業名	担当課
44	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭局・子育て支援課

●再掲事業／「No.134 子育て支援員の養成・配置」 「No.161 幼稚園における子育て支援機能の充実」
「No.164 地域子育て支援センター事業」 「No.166 親子通園事業」 「No.167 保育所における地域活動事業」

【子育て支援を行う地域の人材の活用・育成】

No.	事業名	担当課
45	ほっと子育てふれあい事業	子ども家庭局・子育て支援課
46	社会福祉ボランティア大学校運営委託	保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課
47	シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業	産業経済局・雇用政策課
48	スクールヘルパーの配置	教育委員会・指導企画課
49	経済界との連携による学校支援事業	教育委員会・生涯学習課

●再掲事業／「No.178 放課後児童ヘルパーの活用」

【ボランティアやNPO活動への支援・育成】

No.	事業名	担当課
50	NPO・ボランティア活動促進事業	市民文化スポーツ局・市民活動推進課
51	市民活動保険	市民文化スポーツ局・市民活動推進課
52	NPO公益活動支援事業	市民文化スポーツ局・市民活動推進課
53	ボランティア活動促進事業	保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課

【市民センターの活用と地域活動への支援】

No.	事業名	担当課
54	コミュニティ支援機能の充実（地域総括補助金）	市民文化スポーツ局・地域振興課

- 再掲事業／「No.25 市民センターを拠点とした健康づくり事業」

【子育てに係る経済的な負担の軽減】

No.	事業名	担当課
55	児童手当	子ども家庭局・子育て支援課
56	多子減免制度（国民健康保険の減免制度）	保健福祉局・保険年金課
57	私立幼稚園就園奨励事業	子ども家庭局・子ども家庭政策課

- 再掲事業／「No.7国民健康保険出産育児一時金の給付」「No.29 乳幼児等医療費支給事業」「No.30 母子公費負担医療費助成」「No.32 不妊に悩む方への特定治療支援事業および不妊等専門相談」「No.145 私立幼稚園等保育料の負担軽減」「No.146 保育料の軽減」「No.251 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進」「No.252 ひとり親家庭等医療費支給事業」「No.253 児童扶養手当」「No.289 障害児福祉手当」「No.290 特別児童扶養手当」「No.291 重度障害者医療費支給制度」「No.292 重度障害者タクシー乗車運賃助成事業」

② 市民が利用しやすい相談体制

No.	事業名	担当課
58	子ども・家庭相談コーナー運営事業	子ども家庭局・子育て支援課
59	子ども総合センターの運営	子ども家庭局・子ども総合センター
60	「24時間子ども相談ホットライン」事業	子ども家庭局・子ども総合センター
61	保健福祉オンブズパーソン事業	保健福祉局・監査指導課

- 再掲事業／「No.4 妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施」「No.5（仮称）生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業」「No.165 子育て支援総合コーディネーター事業」「No.279 高齢者・障害者相談コーナーの運営」

③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

No.	事業名	担当課
62	子育て支援に関する情報発信の充実・強化	子ども家庭局・子ども家庭政策課
63	市政だより、市政テレビ、ホームページ等による子育てに関する情報提供	広報室・広報課
64	教育委員会の広報・広聴機能の充実	教育委員会・企画課
65	学校開放週間	教育委員会・指導企画課

- 再掲事業／「No.172 幼稚園・保育所等情報の積極的な提供」

④ 少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援

【結婚・妊娠・出産への支援】

No.	事業名	担当課
66	結婚を希望する若者への支援	子ども家庭局・青少年課

- 再掲事業／「No.5（仮称）生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業」「No.32 不妊に悩む方への特定治療支援事業および不妊等専門相談」

【多子世帯への支援】

No.	事業名	担当課
67	保育所等の利用調整におけるきょうだい児の優先措置	子ども家庭局・保育課

- 再掲事業／「No.55 児童手当」「No.56 多子減免制度（国民健康保険の減免制度）」「No.57 私立幼稚園就園奨励事業」「No.110 多子世帯向け市営住宅への優先入居」「No.145 私立幼稚園等保育料の負担軽減」「No.146 保育料の軽減」

施策 ④ 家庭の教育力の向上【77～86ページ掲載】

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

No.	事業名	担当課
68	家庭・地域への啓発事業	教育委員会・生涯学習課
69	PTA活動との連携	教育委員会・生涯学習課
70	親育ち支援連続講座等の実施	子ども家庭局・子ども家庭政策課
71	家庭内事故防止のためのPR	子ども家庭局・子ども家庭政策課
72	子どもの読書活動の推進	教育委員会・学事課、指導第一課、生涯学習課、中央図書館奉仕課
73	ブックスタート（すべての赤ちゃんに本のよこびを）事業	教育委員会・中央図書館庶務課

- 再掲事業／「No.1 母親学級等の実施」「No.11 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業」「No.18 育児教室の実施」「No.19 食を通じた乳幼児等の健康づくり事業」「No.20 親子ですすめる食育教室」「No.42 子育てネットワークの充実」「No.166 親子通園事業」

② 地域等と連携した家庭の教育力の向上

No.	事業名	担当課
74	北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動	教育委員会・生涯学習課
75	「子どもまつり」の充実	子ども家庭局・青少年課

- 再掲事業／「No.37 親子ふれあいルームの充実」「No.188 家庭・地域・学校の連携推進」

③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

No.	事業名	担当課
76	家族のためのペアレントトレーニング事業	子ども家庭局・子ども総合センター

- 再掲事業／「No.214 非行防止活動の推進」

施策 ⑤ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【87～94ページ掲載】

① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

No.	事業名	担当課
77	北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会の運営 (仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業)	子ども家庭局・男女共同参画推進課
78	ワーク・ライフ・バランス表彰の実施 (仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業)	子ども家庭局・男女共同参画推進課
79	企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 (仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業)	子ども家庭局・男女共同参画推進課
80	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	総務企画局・人材育成・女性活躍推進課
81	有資格業者の登録における社会的責任・社会貢献の評価	契約室・管理課
82	家族経営協定の推進	産業経済局・農林課

② 男性の家事・育児への参画促進

No.	事業名	担当課
83	男性の家事・育児参画促進 (男女共同参画センターおよび勤労婦人センター管理運営事業)	子ども家庭局・男女共同参画推進課
84	地域における男女共同参画推進啓発事業	子ども家庭局・男女共同参画推進課
85	小中学生向け副読本作成活用事業 (男女共同参画基本計画推進事業)	子ども家庭局・男女共同参画推進課 教育委員会・指導第一課
86	父親になる人への情報発信	子ども家庭局・子育て支援課
87	男2代の子育て講座 (子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業)	子ども家庭局・子ども家庭政策課

施策 ⑥ 安全・安心なまちづくり【95～106ページ掲載】

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

No.	事業名	担当課
88	地域に役立つ公園づくり事業	建設局・公園建設課
89	安全・安心を高める防犯環境整備モデル事業	市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課
90	子どもの安全・成長に配慮した公園整備事業	建設局・緑政課
91	新・海辺のマスタープラン推進事業	港湾空港局・計画課

● 再掲事業 / 「No.43 子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営」

② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

No.	事業名	担当課
92	地域安全マップづくり (安全・安心力の向上促進事業)	市民文化スポーツ局・安全・安心推進課
93	GIS防犯情報 (安全・安心力の向上促進事業)	市民文化スポーツ局・安全・安心推進課

No.	事業名	担当課
94	モラル・マナーアップの推進	市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課
95	「スクール救命士」事業の推進	消防局・救急課
96	生活安全パトロール隊の支援 (みんなで守る安全・安心な地域づくり推進事業および地域防犯対策事業)	市民文化スポーツ局・安全・安心推進課
97	安全セミナーの開催 (地域防犯対策事業)	市民文化スポーツ局・安全・安心推進課
98	ガーディアン・エンジェルズセイフティ・センター運営支援事業 (地域防犯対策事業)	市民文化スポーツ局・安全・安心推進課
99	明るく安全なまちづくり街灯整備事業	建設局・道路維持課
100	消防“夢”コンサート事業	消防局・人事課
101	「消防士さんといっしょ」事業	消防局・予防課
102	児童見守り消防隊	消防局・警防課
103	パパママ救急教室	消防局・救急課
104	防災・安全教育の推進	教育委員会・指導第一課、指導第二課
105	J-DIG(中学生を対象とした災害図上訓練)	危機管理室・危機管理課

③ 子育てに優しい都市環境の整備

No.	事業名	担当課
106	安全で歩行者等にも優しい道路整備	建設局・道路計画課
107	バリアフリーのまちづくりの推進	建設局・道路計画課
108	JR安部山公園駅に対する昇降装置整備支援事業	建築都市局・都市交通政策課
109	穴生駅バリアフリー化事業	建築都市局・都市交通政策課

④ 子育てしやすい住環境の提供

No.	事業名	担当課
110	多子世帯向け市営住宅への優先入居	建築都市局・住宅管理課
111	優良賃貸住宅供給支援事業(特定優良賃貸住宅)	建築都市局・住宅計画課
112	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)	建築都市局・再開発課
113	市有建築物のシックハウス対策	建築都市局・建築課

● 再掲事業 / 「No.71 家庭内事故防止のためのPR」「No.257 母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居」

⑤ 交通安全の推進

No.	事業名	担当課
114	交通安全の推進	市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課
115	交通安全施設の整備(「文」マーク)	市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課
116	若松区内における通学支援便運行事業	交通局・総務経営課

2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

施策 ⑦ 幼児期の学校教育や保育の提供【107～133ページ掲載】

① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

【量の確保】

No.	事業名	担当課
117	認定こども園の運営支援	子ども家庭局・子ども家庭政策課
118	認定こども園整備事業	子ども家庭局・子ども家庭政策課
119	小規模保育事業の運営支援	子ども家庭局・保育課、子ども家庭政策課
120	小規模保育設置促進事業	子ども家庭局・保育課、子ども家庭政策課
121	保育所運営事業	子ども家庭局・保育課
122	事業所内保育事業	子ども家庭局・保育課
123	認可を目指す認可外保育施設への支援事業	子ども家庭局・保育課
124	保育所入所定員の拡大	子ども家庭局・保育課
125	計画的な老朽改築等の推進	子ども家庭局・保育課
126	産休明け保育等の対応の強化(家庭的保育事業の充実)	子ども家庭局・保育課

● 再掲事業／[No.150 幼稚園における一時預かり事業]

【人材の確保】

No.	事業名	担当課
127	私立幼稚園等における就職支援等	子ども家庭局・子ども家庭政策課
128	(仮称)保育士・保育所支援センターの開設・運営	子ども家庭局・保育課
129	保育士就職支援事業	子ども家庭局・保育課
130	保育士資格活用研修事業	子ども家庭局・保育課
131	保育士等処遇改善	子ども家庭局・保育課

【人材育成】

No.	事業名	担当課
132	幼児教育の振興	子ども家庭局・子ども家庭政策課
133	保育所における研修内容の充実	子ども家庭局・保育課
134	子育て支援員の養成・配置	子ども家庭局・保育課
135	認可外保育施設研修代替職員費補助	子ども家庭局・保育課
136	社会福祉施設従事者研修の実施	保健福祉局・総務課

【評価と運営支援】

No.	事業名	担当課
137	児童福祉施設等第三者評価事業	子ども家庭局・保育課、子育て支援課

No.	事業名	担当課
138	市立学校(幼稚園)評価の実施	教育委員会・指導第一課
139	幼稚園における学校評価の実施	子ども家庭局・子ども家庭政策課
140	保育カウンセラー事業	子ども家庭局・保育課
141	保育指導専門員の配置	子ども家庭局・保育課
142	認可外保育施設衛生・安全対策事業(職員分)	子ども家庭局・保育課
143	認可外保育施設衛生・安全対策事業(児童分)	子ども家庭局・保育課
144	保育所保育士加配	子ども家庭局・保育課
145	私立幼稚園等保育料の負担軽減	子ども家庭局・子ども家庭政策課
146	保育料の軽減	子ども家庭局・保育課

【新しい時代に対応した市立幼稚園と直営保育所の役割の見直し】

No.	事業名	担当課
147	新しい時代に対応した市立幼稚園における教育の推進	教育委員会・企画課、指導第一課
148	直営保育所の機能強化と再編・民営化	子ども家庭局・保育課
149	直営保育所給食調理業務民間委託	子ども家庭局・保育課

● 再掲事業／[No.156 障害児保育の充実][No.166 親子通園事業]

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

No.	事業名	担当課
150	幼稚園における一時預かり事業	子ども家庭局・子ども家庭政策課
151	延長保育事業(特別保育事業補助)	子ども家庭局・保育課
152	夜間(長時間)保育事業	子ども家庭局・保育課
153	一時保育事業(特別保育事業補助)	子ども家庭局・保育課
154	休日保育事業	子ども家庭局・保育課
155	病児・病後児保育の充実	子ども家庭局・保育課

● 再掲事業／[No.132 幼児教育の振興]

③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

No.	事業名	担当課
156	障害児保育の充実(特別保育事業補助)	子ども家庭局・保育課
157	幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	子ども家庭局・子ども家庭政策課、保育課 教育委員会・特別支援教育課、指導第一課 保健福祉局・障害福祉課
158	専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実	子ども家庭局・保育課

● 再掲事業／[No.132 幼児教育の振興][No.140 保育カウンセラー事業][No.266 特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備][No.268 特別支援教育を推進する人の配置][No.271 在宅障害児支援の充実]

④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

No.	事業名	担当課
159	保育所、幼稚園、小学校の連携	子ども家庭局・保育課、子ども家庭政策課 教育委員会・指導第一課

⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

No.	事業名	担当課
160	家庭支援推進保育事業の実施	子ども家庭局・保育課
161	幼稚園における子育て支援機能の充実	子ども家庭局・子ども家庭政策課
162	市立学校(幼稚園)における食育推進事業	教育委員会・指導第一課
163	食育を通じた児童生徒の肥満・瘦身対策事業	教育委員会・学校保健課
164	地域子育て支援センター事業	子ども家庭局・保育課
165	子育て支援総合コーディネーター事業	子ども家庭局・保育課
166	親子通園事業	子ども家庭局・保育課
167	保育所における地域活動事業	子ども家庭局・保育課
168	保育所等入所児童への食育推進事業	子ども家庭局・保育課、子ども家庭政策課
169	保育所等を通じた家庭・地域への食育推進事業	子ども家庭局・保育課、子ども家庭政策課
170	保育所等の給食におけるアレルギー対応	子ども家庭局・保育課、子ども家庭政策課
171	小児肥満対策事業	子ども家庭局・保育課

● 再掲事業 / 「No.20 親子ですすめる食育教室」「No.68 家庭・地域への啓発事業」

⑥ 教育・保育に関する情報提供

No.	事業名	担当課
172	幼稚園・保育所等情報の積極的な提供	子ども家庭局・子ども家庭政策課、保育課 教育委員会・指導第一課
173	保育サービスコンシェルジュ配置事業	子ども家庭局・保育課
174	保育サービスに関する情報提供の充実	子ども家庭局・保育課

3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

施策 ⑧ 放課後児童クラブ【134～139ページ掲載】

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

No.	事業名	担当課
175	放課後児童クラブにおける児童受入のための施設整備	子ども家庭局・子育て支援課
176	放課後児童クラブの利用内容の充実	子ども家庭局・子育て支援課

② 放課後児童クラブの魅力向上

No.	事業名	担当課
177	放課後児童クラブの運営体制の充実	子ども家庭局・子育て支援課
178	放課後児童ヘルパーの活用	子ども家庭局・子育て支援課
179	夏の教室(地域版)の実施	子ども家庭局・子育て支援課
180	放課後ジュニアリーダープログラムの展開	子ども家庭局・子育て支援課

● 再掲事業 / 「No.271 在宅障害児支援の充実」

施策 ⑨ 青少年の健全育成【140～159ページ掲載】

① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

【青少年の体験活動の推進】

No.	事業名	担当課
181	青少年体験活動活性化事業	子ども家庭局・青少年課
182	青少年の家の運営	子ども家庭局・青少年課
183	児童文化科学館の運営	子ども家庭局・青少年課
184	青少年施設のあり方の検討	子ども家庭局・青少年課
185	児童館の運営	子ども家庭局・子育て支援課
186	青少年ボランティアステーション推進事業	子ども家庭局・青少年課
187	野外教育等推進事業	子ども家庭局・青少年課
188	家庭・地域・学校の連携推進	教育委員会・生涯学習課、企画課
189	チャレンジ100キロ ～歩け北九州っ子若武者の旅～	子ども家庭局・青少年課
190	夏休み! こどもバスぽ～と	交通局・総務経営課

● 再掲事業 / 「No.232 ユーステーションの運営」

【青少年の活動を支える地域団体への支援】

No.	事業名	担当課
191	児童健全育成ボランティア推進事業	子ども家庭局・子育て支援課
192	子ども会等地域活動推進事業	子ども家庭局・青少年課
193	遊びの広場促進事業	子ども家庭局・青少年課
194	青少年団体の活動支援	子ども家庭局・青少年課

【スポーツによる健全育成】

No.	事業名	担当課
195	総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業	市民文化スポーツ局・スポーツ振興課
196	「わくわく体験」スポーツ教室	市民文化スポーツ局・スポーツ振興課
197	プロスポーツチームによる夢感動プロジェクト	市民文化スポーツ局・スポーツ振興課
198	新・夢・スポーツ振興事業	市民文化スポーツ局・スポーツ振興課
199	学校施設開放事業	教育委員会・生涯学習課

【文化・科学体験の促進】

No.	事業名	担当課
200	夏休み子ども文学館開催事業	市民文化スポーツ局・文学館
201	学校等訪問コンサート	市民文化スポーツ局・文化振興課
202	子ども文化ふれあいフェスタ	市民文化スポーツ局・文化振興課
203	北九州市少年少女合唱団・ジュニアオーケストラ育成事業	市民文化スポーツ局・文化振興課
204	ジュニアマイスター養成講座	子ども家庭局・青少年課
205	こども文化パスポート事業	教育委員会・企画課
206	わくわくアートミュージアム事業	市民文化スポーツ局・美術館普及課
207	博物館セカンドスクール事業	市民文化スポーツ局・自然史・歴史博物館普及課

【さまざまな体験活動】

No.	事業名	担当課
208	外遊び(プレイパーク)の検討	子ども家庭局・青少年課
209	環境教育推進事業	教育委員会・指導第一課
210	こども環境学習推進事業	環境局・環境学習課
211	地元いちばん推進事業	産業経済局・農林課
212	長野緑地「市民参加による農業体験教室」	建設局・公園管理課

② 有害情報から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進

No.	事業名	担当課
213	少年サポートチーム推進事業	教育委員会・指導第二課
214	非行防止活動の推進 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	子ども家庭局・青少年課 教育委員会・指導第二課
215	有害情報等から子どもを守る事業	教育委員会・指導第二課
216	地域における青少年の見守り体制の充実・強化 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	子ども家庭局・青少年課
217	青少年育成会・地域会議等推進事業 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	子ども家庭局・青少年課
218	出会い系サイトをはじめとする有害環境対策事業 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	子ども家庭局・青少年課
219	消費者教育の推進	市民文化スポーツ局・消費生活センター

● 再掲事業／「No.5 (仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業」 「No.26 思春期保健連絡会」

③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進

No.	事業名	担当課
220	薬物乱用防止等啓発事業 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	保健福祉局・保健医療課
221	薬物乱用対策事業	保健福祉局・精神保健福祉センター
222	危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止に向けた広報・啓発 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	子ども家庭局・青少年課

④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進

No.	事業名	担当課
223	いじめ対策の充実	教育委員会・指導第二課
224	不登校対策の充実	教育委員会・指導第二課
225	スクールカウンセラーの配置	教育委員会・指導第二課
226	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会・指導第二課

⑤ デートDV予防啓発の推進

No.	事業名	担当課
227	デートDV予防啓発事業〈男女共同参画基本計画推進事業〉	子ども家庭局・男女共同参画推進課

施策 ▶ ⑩ 子ども・若者の自立や立ち直りの支援【160～167ページ掲載】

① 若者の自立を支援する環境づくり

No.	事業名	担当課
228	若者のための応援環境づくりの推進	子ども家庭局・青少年課
229	子ども・若者応援センター「YELL」の運営	子ども家庭局・青少年課
230	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営	保健福祉局・障害福祉課
231	社会的ひきこもり対策事業	保健福祉局・精神保健福祉センター
232	ユースステーションの運営	子ども家庭局・青少年課
233	若年者就業促進事業	産業経済局・雇用政策課

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

No.	事業名	担当課
234	北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	子ども家庭局・青少年課
235	協力雇用主と連携した就労支援 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉	子ども家庭局・青少年課
236	非行少年の立ち直り支援と体制強化	子ども家庭局・子ども総合センター
237	少年支援室の運営	子ども家庭局・子ども総合センター

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

施策 ⑪ 社会的養護が必要な子どもへの支援【168～174ページ掲載】

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

No.	事業名	担当課
238	児童養護施設処遇改善事業	子ども家庭局・子育て支援課
239	地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施 (児童養護施設等措置費)	子ども家庭局・子育て支援課
240	自立援助ホームの運営(児童養護施設等措置費)	子ども家庭局・子育て支援課
241	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業	子ども家庭局・子育て支援課
242	児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業	子ども家庭局・子育て支援課
243	入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会の 社会福祉審議会児童福祉専門分科会への設置	子ども家庭局・子育て支援課

●再掲事業／[No.137 児童福祉施設等第三者評価事業]

② 里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

No.	事業名	担当課
244	ファミリーホームの運営(児童養護施設等措置費)	子ども家庭局・子育て支援課
245	里親促進事業	子ども家庭局・子ども総合センター
246	家庭生活体験事業(一里親事業)の充実(児童養護施設等措置費)	子ども家庭局・子育て支援課

施策 ⑫ ひとり親家庭等への支援【175～187ページ掲載】

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

【就業支援】

No.	事業名	担当課
247	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子ども家庭局・子育て支援課
248	母子・父子福祉センター事業(母子・父子福祉センター運営委託)	子ども家庭局・子育て支援課
249	母子自立支援プログラム策定事業の充実(母子・父子福祉センター運営委託)	子ども家庭局・子育て支援課
250	ひとり親家庭のための合同就職説明会	子ども家庭局・子育て支援課

【経済的支援】

No.	事業名	担当課
251	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進	子ども家庭局・子育て支援課
252	ひとり親家庭等医療費支給事業	子ども家庭局・子育て支援課
253	児童扶養手当	子ども家庭局・子育て支援課

【子育て・生活支援】

No.	事業名	担当課
254	母子家庭等日常生活支援事業(母子家庭等生活支援事業)	子ども家庭局・子育て支援課
255	母子生活支援施設(母子寮)の運営	子ども家庭局・子育て支援課
256	ひとり親家庭等交流推進事業(母子家庭等生活支援事業)	子ども家庭局・子育て支援課
257	母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居	建築都市局・住宅管理課

【相談・情報提供】

No.	事業名	担当課
258	ひとり親家庭施策の周知	子ども家庭局・子育て支援課、子ども家庭政策課

●再掲事業／[No.58 子ども・家庭相談コーナー運営事業]

② 子どもの貧困対策

No.	事業名	担当課
259	子どもの学習支援	子ども家庭局・子育て支援課 保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課 教育委員会・指導企画課
260	児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援	教育委員会・学事課
261	子どもの貧困対策の推進に関わる会議の設置	子ども家庭局・子ども家庭政策課

●再掲事業／[No.226 スクールソーシャルワーカー活用事業][No.240 自立援助ホームの運営]
[No.241 児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業][No.247 ひとり親家庭自立支援給付金事業]
[No.248 母子・父子福祉センター事業][No.249 母子自立支援プログラム策定事業の充実]
[No.250 ひとり親家庭のための合同就職説明会][No.251 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進]
[No.252 ひとり親家庭等医療費支給事業][No.253 児童扶養手当][No.257 母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居]
[No.258 ひとり親家庭施策の周知]

施策 ⑬ 児童虐待への対応【188～195ページ掲載】

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

No.	事業名	担当課
262	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への 支援のための連携強化	子ども家庭局・子ども総合センター、子育て支援課
263	児童虐待防止医療ネットワーク事業	子ども家庭局・子育て支援課

●再掲事業／[No.11 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業][No.13 育児支援家庭訪問事業]
[No.14 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業][No.17 妊娠期からの養育支援事業]
[No.58 子ども・家庭相談コーナー運営事業][No.59 子ども総合センターの運営][No.60 「24時間子ども相談ホットライン」事業]
[No.76 家族のためのペアレントトレーニング事業][No.140 保育カウンセラー事業]

施策 ▶ ⑭ 障害のある子どもへの支援【196～220ページ掲載】

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

No.	事業名	担当課
264	総合療育センターの機能の強化	保健福祉局・障害福祉課
265	おもちゃライブラリーの運営	保健福祉局・障害福祉課
266	特別支援教育を推進する全学的な相談支援体制の整備	教育委員会・特別支援教育課
267	特別支援教育を行う場の整備	教育委員会・企画課、施設課、学事課、特別支援教育課
268	特別支援教育を推進する人の配置	教育委員会・特別支援教育課、教職員課
269	特別支援教育の理解啓発	教育委員会・特別支援教育課
270	育成医療の給付（母子公費負担医療費助成）	子ども家庭局・子育て支援課
271	在宅障害児支援の充実	保健福祉局・障害福祉課
272	障害児通所支援の機能強化	保健福祉局・障害福祉課
273	障害児入所支援の機能強化	保健福祉局・障害福祉課

- 再掲事業／「No.10 わいわい子育て支援事業」「No.11 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業」「No.156 障害児保育の充実」「No.158 専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実」「No.166 親子通園事業」「No.271 在宅障害児支援の充実」「No.282 北九州市障害者基幹相談支援センターの運営」「No.296 医療機関との連携強化」

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

- 再掲事業／「No.153 一時保育事業」「No.156 障害児保育の充実」「No.157 幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化」「No.266 特別支援教育を推進する全学的な相談支援体制の整備」「No.271 在宅障害児支援の充実」

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

No.	事業名	担当課
274	放課後等デイサービスの充実	保健福祉局・障害福祉課
275	小学生ふうせんバレーボール大会	保健福祉局・障害福祉課

- 再掲事業／「No.177 放課後児童クラブの運営体制の充実」「No.271 在宅障害児支援の充実」

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

No.	事業名	担当課
276	障害児(者)を対象としたショートステイ事業	保健福祉局・障害福祉課
277	北九州障害者しごとサポートセンターの充実	保健福祉局・障害福祉課
278	北九州市障害者自立支援協議会の運営	保健福祉局・障害福祉課
279	高齢者・障害者相談コーナーの運営	保健福祉局・障害福祉課
280	ホームヘルプサービス事業	保健福祉局・障害福祉課
281	障害児の長期休暇対策	保健福祉局・障害福祉課
282	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営	保健福祉局・障害福祉課
283	機能回復訓練事業	保健福祉局・障害福祉センター
284	特別支援学校における就労支援事業	教育委員会・特別支援教育課

- 再掲事業／「No.59 子ども総合センターの運営」「No.266 特別支援教育を推進する全学的な相談支援体制の整備」「No.267 特別支援教育を行う場の整備」「No.268 特別支援教育を推進する人の配置」「No.269 特別支援教育の理解啓発」「No.293 発達障害者支援センターの充実」

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

No.	事業名	担当課
285	小池学園居住環境改善事業	保健福祉局・障害福祉課
286	日常生活用具給付等事業	保健福祉局・障害福祉課
287	補装具費の支給	保健福祉局・障害福祉課
288	移動支援事業	保健福祉局・障害福祉課
289	障害児福祉手当	保健福祉局・障害福祉課
290	特別児童扶養手当	保健福祉局・障害福祉課
291	重度障害者医療費支給制度	保健福祉局・障害福祉課
292	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	保健福祉局・障害福祉課

- 再掲事業／「No.156 障害児保育の充実」「No.264 総合療育センターの機能の強化」「No.276 障害児(者)を対象としたショートステイ事業」「No.280 ホームヘルプサービス事業」「No.282 北九州市障害者基幹相談支援センターの運営」

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

No.	事業名	担当課
293	発達障害者支援センターの充実	保健福祉局・障害福祉課
294	発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及	保健福祉局・障害福祉課
295	発達障害者総合支援事業	保健福祉局・障害福祉課
296	医療機関との連携強化	保健福祉局・障害福祉課

- 再掲事業／「No.10 わいわい子育て支援事業」「No.158 専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実」「No.166 親子通園事業」「No.264 総合療育センターの機能の強化」「No.271 在宅障害児支援の充実」

◎「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン(改訂版)事務事業編」掲載事業一覧

基本的な柱① 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

◆施策① 心の育ちの推進

No.	事業名	担当課
001	心の教育推進事業	教育委員会・企画課、指導第一課、指導第二課
002	小規模校特別転入学制度〈のびのびフレンドリースクール〉	教育委員会・企画課、指導第一課
003	こども文化パスポート事業	教育委員会・企画課
004	北九州市青少年ボランティア奨学金事業	子ども家庭局・青少年課
005	青少年ボランティアステーション推進事業	子ども家庭局・青少年課
006	野外教育等推進事業	子ども家庭局・青少年課
007	社会体験活動を通じた青少年健全育成のための新たな仕組みづくり	子ども家庭局・青少年課
008	人権教育推進事業	教育委員会・指導第一課、指導第二課、生涯学習課、子ども家庭局・男女共同参画推進課
009	非行防止活動の推進	教育委員会・指導第二課、子ども家庭局・青少年課
010	少年サポートチーム推進事業	教育委員会・指導第二課
011	少年支援室の充実	子ども家庭局・子ども総合センター
012	非行少年の立ち直り支援の推進	子ども家庭局・子ども総合センター 教育委員会・指導第二課
013	思春期保健連絡会	子ども家庭局・子育て支援課、青少年課、 教育委員会・指導第二課、 保健福祉局・保健医療課
014	いじめ対策の充実	教育委員会・指導第二課

◆施策② 確かな学力の向上

No.	事業名	担当課
015	北九州スタンダードの推進	教育委員会・教職員課、指導第一課、教育センター
016	学校大好きオンリーワン事業	教育委員会・指導第一課
017	土曜日授業の実施	教育委員会・指導第一課
018	家庭学習の支援	教育委員会・指導第一課、生涯学習課
019	子どもの読書活動の推進	教育委員会・学事課、指導第一課、生涯学習課、 中央図書館奉仕課

●再掲事業／「No.053 35人以下学級編制の実施」 「No.061 マイスター教員の認定と活用」 「No.068 小中一貫・連携教育の推進」
「No.078 家庭・地域への啓発事業」

◆施策③ 健やかな体の育成

No.	事業名	担当課
020	体力アップ推進事業	教育委員会・指導第一課、指導第二課
021	学校体育以外での運動の推進	市民文化スポーツ局・スポーツ振興課
022	学校給食による食育の推進	教育委員会・学校保健課
023	栄養教諭の配置	教育委員会・教職員課
024	学校における食育推進事業	教育委員会・指導第一課、教育センター

No.	事業名	担当課
025	食育を通じた児童生徒の肥満・痩身対策事業	教育委員会・学校保健課

●再掲事業／「No.006 野外教育等推進事業」 「No.078 家庭・地域への啓発事業」 「No.084 北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動」

◆施策④ 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進

No.	事業名	担当課
026	環境教育推進事業	教育委員会・指導第一課、施設課
027	英語教育の充実	教育委員会・指導第一課、教育センター
028	国際理解教育の推進	教育委員会・企画課、指導第一課
029	情報教育の推進	教育委員会・学事課、指導第一課
030	発達段階に応じたキャリア教育の展開	教育委員会・指導第一課
031	ジュニアマイスター養成講座	子ども家庭局・児童文化科学館
032	教育特区を活用して設立された学校との連携	教育委員会・企画課
033	わくわくアートミュージアム事業	市民文化スポーツ局・美術館普及課
034	博物館セカンドスクール事業	市民文化スポーツ局・自然史・歴史博物館普及課
035	夏休み子ども文学館開催事業	市民文化スポーツ局・文学館
036	北九州市子どもノンフィクション文学賞事業	市民文化スポーツ局・文化振興課
037	北九州市立高校の充実	教育委員会・指導企画課、指導第一課
038	専門技術を身につけた職業人の育成	教育委員会・指導企画課、指導第一課
039	部活動振興事業	教育委員会・指導第二課
040	優れた活動を行う生徒等に対する経済的支援	教育委員会・学事課
041	私立学校における教育の振興等	教育委員会・企画課
042	幼児教育の振興・子育て支援機能の充実	子ども家庭局・子ども家庭政策課
043	私立幼稚園就園奨励事業	子ども家庭局・子ども家庭政策課
044	新しい時代に対応した市立幼稚園における教育の推進	教育委員会・企画課、指導第一課
045	保育所、幼稚園、小学校の連携	教育委員会・企画課、指導第一課、 子ども家庭局・子ども家庭政策課、保育課

●再掲事業／「No.070 私立幼稚園における学校評価の実施」 「No.088 経済界との連携による学校支援事業」

◆施策⑤ 特別支援教育の充実

No.	事業名	担当課
046	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	教育委員会・特別支援教育課、 保健福祉局・障害福祉課
047	保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校の情報共有機能の強化	教育委員会・企画課、特別支援教育課、 子ども家庭局・保育課、保健福祉局・障害福祉課
048	特別支援教育を行う場の整備	教育委員会・企画課、施設課、特別支援教育課
049	特別支援教育を推進する人の配置	教育委員会・企画課、教職員課、学校保健課、 指導企画課、特別支援教育課
050	就労支援事業	教育委員会・特別支援教育課
051	教職員の専門性の向上	教育委員会・教職員課、特別支援教育課、教育センター

No.	事業名	担当課
052	特別支援教育の理解啓発	教育委員会・特別支援教育課、教育センター、生涯学習課、保健福祉課

●再掲事業／[No.044 新しい時代に対応した市立幼稚園における教育の推進]

基本的な柱Ⅱ 学校・教職員の力を高める

◆施策⑥ 信頼される学校・園経営の推進

No.	事業名	担当課
053	35人以下学級編制の実施	教育委員会・教職員課、学事課、学校保健課、施設課
054	学校支援体制の充実	教育委員会・指導第二課
055	学校における事務処理の効率化・負担の軽減	教育委員会・教職員課、学事課、指導第一課
056	柔軟に活用できる学校支援のための市費講師の配置	教育委員会・教職員課
057	不登校対策の充実	教育委員会・指導第二課
058	スクールカウンセラーの配置	教育委員会・指導第二課
059	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会・指導第二課
060	子ども・家庭相談コーナーの運営	子ども家庭局・子育て支援課
061	マイスター教員の認定と活用	教育委員会・教職員課
062	教員採用・管理職試験の改善	教育委員会・教職員課
063	教職員研修の充実	教育委員会・教職員課、教育センター
064	カリキュラムセンター機能の充実(調査研究等)	教育委員会・教育センター
065	教職員のメンタルヘルス対策事業	教育委員会・教職員課、指導第二課、教育センター
066	学校外からの管理職の登用	教育委員会・教職員課
067	人事異動における希望枠制度の実施	教育委員会・教職員課
068	小中一貫・連携教育の推進	教育委員会・教職員課、指導企画課、指導第一課、指導第二課
069	学校評価の実施	教育委員会・指導第一課
070	私立幼稚園における学校評価の実施	子ども家庭局・子ども家庭政策課
071	防災・安全教育の推進	教育委員会・指導第一課、指導第二課
072	新型インフルエンザ等感染症及びアレルギー疾患対策事業	教育委員会・学校保健課

●再掲事業／[No.014 いじめ対策の充実][No.017 土曜日授業の実施][No.045 保育所、幼稚園、小学校の連携]

◆施策⑦ 教育環境の整備

No.	事業名	担当課
073	学校施設耐震補強事業	教育委員会・施設課
074	学校の大規模改修工事	教育委員会・施設課
075	学校規模適正化推進事業	教育委員会・企画課
076	児童文化科学館の運営	子ども家庭局・青少年課
077	青少年の家の運営	子ども家庭局・青少年課

●再掲事業／[No.029 情報教育の推進]

基本的な柱Ⅲ 家庭の教育力を高める

◆施策⑧ 家庭における教育・生活習慣づくりの充実

No.	事業名	担当課
078	家庭・地域への啓発事業	教育委員会・生涯学習課、指導第一課
079	子育てネットワークの充実	教育委員会・生涯学習課
080	ワーク・ライフ・バランス推進事業	子ども家庭局・男女共同参画推進課、教育委員会・生涯学習課
081	ブックスタート(すべての赤ちゃんに本のよここびを)事業	教育委員会・中央図書館庶務課
082	児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援	教育委員会・学事課
083	北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動	教育委員会・生涯学習課

●再掲事業／[No.019 子どもの読書活動の推進][No.042 幼児教育の振興・子育て支援機能の充実][No.043 私立幼稚園就園奨励事業]

基本的な柱Ⅳ 地域の教育力を強める

◆施策⑨ 地域と連携した学校運営の実現

No.	事業名	担当課
084	教育委員会の広報・広聴機能の充実	教育委員会・企画課
085	PTA活動との連携	教育委員会・生涯学習課
086	スクールヘルパーの配置	教育委員会・指導企画課、教職員課、生涯学習課
087	学校支援地域本部事業	教育委員会・生涯学習課、指導第一課
088	経済界との連携による学校支援事業	教育委員会・生涯学習課
089	学校開放週間	教育委員会・指導企画課

◆施策⑩ 地域における教育活動の充実

No.	事業名	担当課
090	学校開放事業	教育委員会・生涯学習課
091	放課後児童健全育成事業	子ども家庭局・子育て支援課
092	地域力を活用した放課後児童クラブの充実	子ども家庭局・子育て支援課
093	子ども会等地域活動推進事業	子ども家庭局・青少年課
094	青少年団体育成補助金	子ども家庭局・青少年課
095	中高生の居場所づくりの推進	子ども家庭局・青少年課
096	遊びの広場促進事業	子ども家庭局・青少年課
097	家庭・地域・学校の連携推進	教育委員会・企画課、生涯学習課
098	地域デビュー支援事業	教育委員会・生涯学習課
099	有害情報等から子どもを守る事業	教育委員会・指導第二課、子ども家庭局・青少年課
100	北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業	子ども家庭局・青少年課

●再掲事業／[No.005 青少年ボランティアステーション推進事業][No.007 社会体験活動を通じた青少年健全育成のための新たな仕組みづくり]

◎北九州市子ども・子育て会議

「元気発進!子どもプラン(第2次計画)」(北九州市次世代育成行動計画、北九州市子ども・子育て支援事業計画)【平成27～31年度】の策定にあたり、子育て中の市民や子育て支援関係者、有識者等から意見をいただくため、北九州市子ども・子育て会議を開催しました。

① 委員・専門委員

■ 委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
安藤 由起子 (香月 きょう子)	北九州市医師会 理事
内木場 豊	公募委員
遠藤 禎幸 (中間 徹)	連合福岡北九州地域協議会 事務局長
上別府 清隆	北九州商工会議所推薦・株式会社ソルネット 執行役員
北野 久美	北九州市保育所連盟 副会長
○ 白澤 早苗	九州女子大学 人間科学部 教授
陣内 朋子	北九州市PTA協議会 副会長・母親代表
添田 重幸	北九州市社会福祉協議会理事
◎ 田中 信利	北九州市立大学 文学部 教授
田中 眞弓	北九州市母子寡婦福祉会理事長
津留 小牧	公募委員
中村 雄美子	NPO法人 北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee代表理事
錦戸 千晶	永犬丸西放課後児童クラブ 主任指導員
浜村 千鶴子	北九州市児童養護施設協議会推薦・児童養護施設 天使育児園 施設長
村上 順滋	北九州市私立幼稚園連盟 会長

◎は会長、○は副会長/氏名欄の()は、前任者

平成27年3月1日現在

■ 専門委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
木戸 義彦	北九州市青少年育成市民会議 前会長
黒木 八恵子	北九州市発達障害者支援センター「つばさ」センター長
田中 正章 (井上 功)	北九州市医師会 理事
中田 俊澄	北九州市私立幼稚園連盟 副会長
平田 久美子	戸畑区親子ふれあいルーム 代表
星子 陽子	北九州市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会 副部会長
柳田 克喜	東朽網校区まちづくり協議会 会長
山本 文雄	北九州市保育所連盟 副会長
渡邊 典子	福岡県弁護士会北九州部会推薦・弁護士

氏名欄の()は、前任者

平成27年3月1日現在

② 会議の開催状況

	日時	議題
第1回	平成25年7月16日	○本会議の役割、審議スケジュールについて ○「元気発進!子どもプラン」の概要について ○子ども・子育て支援新制度の概要説明
第2回	平成25年7月30日	○平成24年度「元気発進!子どもプラン」の点検・評価について
第3回	平成25年8月6日	○子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査について
第4回	平成25年8月27日	○子ども・子育て支援新制度の説明
第5回	平成25年9月11日	○子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査について
第6回	平成25年10月17日	○「元気発進!子どもプラン」の中間総括について ○次期計画の検討の進め方について
第7回	平成25年11月14日	
第8回	平成25年12月12日	○「元気発進!子どもプラン」次期計画の検討について
第9回	平成26年1月17日	
第10回	平成26年2月18日	○「元気発進!子どもプラン」次期計画の検討について ○子ども・子育て支援新制度に関する報告
第11回	平成26年3月25日	○子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査の結果報告 ○子ども・子育て支援事業計画の検討について
第12回	平成26年4月25日	○平成26年度「元気発進!子どもプラン」の主要施策について ○子ども・子育て支援事業計画の検討について
第13回	平成26年6月23日	○「元気発進!子どもプラン」次期計画・素案の検討について ○条例で定める各基準案について ○子ども・子育て支援新制度に関する報告
第14回	平成26年7月11日	○「元気発進!子どもプラン」次期計画・素案の検討について
第15回	平成26年7月31日	○「元気発進!子どもプラン」次期計画・素案の検討について ○平成25年度「元気発進!子どもプラン」点検・評価について
第16回	平成26年11月6日	○「元気発進!子どもプラン」次期計画・素案に対するパブリックコメントの結果報告 ○「元気発進!子どもプラン」次期計画・成案の検討について ○子ども・子育て支援新制度に関する報告

◎北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査の結果

① 調査目的 ▶ 本調査は、「元気発進!子どもプラン」の次期計画の策定にあたり、計画をより実効性のあるものとするため、家庭の状況や子育ての実態、保護者の意識などを把握することや、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算定することを目的として実施した。

② 調査期間 ▶ 平成25年10月11日～11月18日

③ 調査方法 ▶ 郵送調査

④ 調査対象 ▶

① 就学前児童の保護者	8,000人
② 小学生の保護者	3,000人
③ 中学・高校生の保護者	3,000人
④ 18歳以上40歳未満の男女	3,000人

※対象者は、住民基本台帳より無作為抽出

⑤ 回収結果 ▶

(単位:件)

区分	配付数	有効回収数	有効回収率	
就学前児童の保護者	(調査表Aを配布)	5,000	2,106	42.1%
	(調査票Bを配布)	3,000	1,453	48.4%
小学生の保護者	3,000	1,373	45.8%	
中学・高校生の保護者	3,000	1,086	36.2%	
18歳以上40歳未満の男女	3,000	832	27.7%	
計	17,000	6,850	40.3%	

◎タウンミーティング「変わる!これからの子育て支援」
～子ども・子育て支援新制度と次期子どもプラン～の開催状況

① 日時 ▶ 平成26年8月23日(土)14時00分～16時35分

② 場所 ▶ 北九州市男女共同参画センター・ムーブ

③ テーマ ▶ 変わる!これからの子育て支援～子ども・子育て支援新制度と次期子どもプラン～

④ 参加者 ▶ 約310名

◎「元気発進!子どもプラン」次期計画(素案)に対するパブリックコメントの結果

① 募集期間 ▶ 平成26年9月8日(月)～10月7日(火)

② 意見の提出状況 ▶ 意見総数 752件(提出者数/212人・団体)

区分	件数
計画全般に関わるもの	27件
総論	97件
各論	624件
施策1 母子保健	(8件)
施策2 母子医療	(3件)
施策3 子育ての悩みや不安への対応	(26件)
施策4 家庭の教育力の向上	(10件)
施策5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(23件)
施策6 安全・安心なまちづくり	(9件)
施策7 幼児期の学校教育や保育の提供	(322件)
施策8 放課後児童クラブ	(2件)
施策9 青少年の健全育成	(2件)
施策12 ひとり親家庭等への支援	(1件)
施策13 児童虐待への対応	(1件)
施策14 障害のある子どもへの支援	(11件)
子ども・子育て支援事業計画	(206件)
その他	4件
計	752件

③ 計画への反映状況

区分	件数	割合
① 計画に掲載済み	484件	64.4%
② 計画の追加・修正あり	67件	8.9%
③ 計画の追加・修正なし	75件	10.0%
④ その他	126件	16.8%
計	752件	100.0%

◎ 関係法令 (抜粋)

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法

第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七十七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協

議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

北九州市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、市長の附属機関として北九州市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数

のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会に準用する。この場合において、第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、前2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

児童福祉法

(市町村整備計画)

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園(次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。)の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。

2 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域(市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の

整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

◎用語解説

	語句	説明
い	生きる力	「①基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決することができる資質や能力」「②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」「③たくましく生きるための健康や体力」など。
	育児サークル・フリースペース	「育児サークル」とは、市民センター、児童館など身近な施設を拠点に、親同士の交流や子どもの遊び・体験活動、地域との交流、子育てについての勉強会など、自主的な活動を行っているグループをいう。また、一部の施設では、子ども連れの人が自由に参加、利用できる「フリースペース」を定期的に開設している。
	いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。
	いじめの解消率	いじめと認知した件数のうち、解消または一定の解消をしている件数の割合。「解消」とは、「心身の苦痛を感じていない」状態のことを指す。「一定の解消」とは、指導の結果、謝罪まで終わっており、いじめの解消と判断できるものの、本人や保護者の不安感が完全にぬぐいきれていないため、まだ解消という報告に踏み切っていない状況のことを指す。
	1.57ショック	平成元年の合計特殊出生率1.57が、「ひのえうま」という特殊要因によりそれまで最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を、下回ったことへの衝撃を指す。
え	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。
か	家族再統合	被虐待児を一時保護したり、児童養護施設へ入所させるなど、子どもの安全確保や心のケアを図るため、親子分離した後、親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるよう家族機能の再生・回復に向け支援すること。
き	危険ドラッグ	麻薬、覚せい剤には指定されていないがそれらと同じように有害な薬物（ドラッグ）のこと。この薬物を使用し、錯乱状態で交通事故や殺人事件を起こした例、急性中毒死した例が報告されている。
	北九州市子どもを育てる10か条	北九州市が平成15年に公募方式で定めた、家庭や地域のみなさんと一緒に取り組む子育て・親育ちのための「子育てルール」。
	協力雇用主	犯罪、非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。
き	居所不明児	居住の実態を確認できない18歳未満の児童。

	語句	説明
こ	公共施設のマネジメント	公共施設の総量抑制(保有量の縮減)、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用等、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取り組みのこと。 市民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立することを目的としている。
	子育てサポーター	子育てに対する親の戸惑いや不安を解決し、子育ての負担を少しでも軽くできるよう、地域の子育てを支援するボランティア。
	子どもの貧困率	17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない世帯で暮らす子どもの割合。 「貧困線」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得*を世帯員数の平方根で割ったもの)の中央値の半分の額。 *「可処分所得」とは、収入から税金・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入
	子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域における子育て支援の量の拡充や質の向上を図る新しい仕組み。平成27年4月から本格施行。
	コモンセンスペアレンティング	子どもの問題に強制的ではなく教育的に対処できるしつけの方法を学習するプログラム。しつけの方法を変えることで親子関係により循環をもたらそうとするもの。ビデオやイラストなどの視聴覚教材を用いた実例と練習を重視した取り組みやすい内容となっている。
さ	里親	保護者のいない児童や、保護者がいてもさまざまな事情で一緒に生活することができない児童を自分の家庭に迎え入れ養育する人。
	産後うつ	産後、わけもなくイライラしたり、動悸が激しくなったり、気持ちが落ち込んだりすること。産後のホルモンなど体の内部の変化や、慣れない育児の疲れなどが原因とされている。
し	周産期医療	母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生しやすい妊娠22週から生後満7日未満までの期間の医療。突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要である。
	小1の壁	保育サービス利用者の子どもが小学校に入学したとき、「放課後児童クラブを希望しても利用できない」「保育所と比べると開所時間が短い」などの理由で、保護者がこれまで勤めてきた仕事を辞めなければならない状況のことをいう。
	小規模グループケア	児童養護施設や乳児院において、小規模なグループ(6名程度)に専用の居間や食堂等を設置し、家庭的な環境の中で手厚いケアを提供する取り組み。
	食育	生きる上の基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもので、「食」についての関心を持ち、日頃から、食の安全・安心や食の選び方・組み合わせ方などを学び、「食」について自ら考える習慣を身につけるための教育。
た	体感治安	人々が日常生活の中で漠然と感じる治安の善し悪しに関する感覚。
	待機児童	保育の必要性が認定され、保育の利用申込みがなされているが、保育を利用していない児童のこと。(特定の保育所等を希望しているため利用していない児童等を除く。)

	語句	説明
で	DV、デートDV	「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間における暴力のこと。なぐる、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」なども含まれる。特に、高校生や大学生などの若年層における交際相手からのDVを「デートDV」という。
	DIG	災害図上訓練の一つで、Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字をとったもの。大きな地図にグループで、ゲーム感覚も取り入れながら、災害リスクや防災資源を書き込むことで、それぞれの地域の自然災害の対応策の検討を行うなど、防災力の向上を図るもの。
に	ニート (Not in Education, Employment or Training)	学校にも行かず、就職しようともせず、職業訓練も受けない若者のこと。 内閣府の定義では、15〜34歳までで、学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事に就いていない人。
	認定こども園	幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供し、全ての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設。
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
	バリアフリー	日常生活や社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。道路・施設・交通機関などの段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という、広い意味でも用いられる。
ひ	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。
	貧困の連鎖	例えば、生活保護世帯など親の世代の貧困が、子どもの教育格差等を生み、不利な就職等を経て、子どもが大人になって再び貧困となるなど、世代を超えて貧困が連鎖する状態。
ふ	ファミリーホーム	保護者のない児童または保護者が養育できないなど社会的養護が必要な児童を、養育者の家庭に迎え入れて養育を行うもの(定員5〜6名)。
	不育症	妊娠しても、流産、死産や新生児死亡などを繰り返している場合をいう。 習慣(あるいは反復)流産はほぼ同意語であるが、これらには妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児死亡は含まれず、不育症はより広い意味で用いられている。
	不登校	何らかの心理的、精神的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの(文部科学省:児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)。
	不良行為少年	犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の少年)や触法少年(刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年)等には該当しないが、深夜はいかい、喫煙、飲酒、家出、その他自己または他人の特性を害する行為をしている少年。

	語句	説明
ふ	フリーター	定職に就かず、アルバイトなどで生活費を得ている人。 内閣府の定義では、15～34歳までの学生と主婦を除く若者のうち、正社員以外で働く人と、働く意志はあるが無職の人。
ほ	保育の必要性	保護者の労働または疾病などの理由により、乳児や幼児が家庭において必要な保育を受けることが困難な状態にあること。保育の必要性がある場合、保育所等の保育施設や小規模保育等の地域型保育事業を利用できる。
	放課後児童クラブ	児童の健全育成を図るために、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する取り組み。本市では、おおむね小学校区ごとに設置され、低学年や留守家庭の児童に限らず利用できる。
ほ	ほっと子育てふれあい事業	「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)」、若しくは「両方が可能な人(両方会員)」とでボランティア組織をつくり、地域の会員同士で子育てを支え合う活動。
み	未入所児童	保育の必要性が認定され、保育の利用申込みがなされているが、保育を利用していない児童のこと。(特定の保育所等を希望しているため利用していない児童等も含む。)
よ	幼児期の学校教育や保育、教育・保育などの類似語	「幼児期の学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育で、幼稚園、認定こども園が当たる。 「保育」とは、児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育で、認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業などが当たる。
れ	レスパイト	障害者(児)や乳幼児、高齢者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その介護(育児)から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。介護者(保護者)自身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保することはもとより、介護者(保護者)が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としている。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。